

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 納税地はどこ？

Q：本社を移転しましたが、移転先には類似商号があるため、本店の登記は変更せず、営業だけをしました。

この場合、申告はどこにすればよいでしょうか。

A：原則として、今までどおり、本店所在地の所轄税務署に申告します。

【解説】

法人税に関する申告、申請、届出、納付等は、原則として納税地を所轄する税務署長に対して行います。

納税地とは、会社の場合には本店所在地を指し、本店は登記簿上の所在地によります。

したがって、ご質問の場合のように営業だけを他に移しても本店の登記は動かしていませんので、今まで通りの納税地でよいことになります。

なお、会社の本店が単なる名目上のもので、会社の事業又は資産の状況からみて、法人の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地の所轄国税局長は、その法人税の納税地を指定することができることになっています。

ご質問の場合、原則としては本店登記された所在地が納税地になりますが、その実態から納税地の指定がなされたときは、その指定された納税地の所轄税務署長に対して申告、納税等をしなければならないことになります。

